# 名勝無鄰菴庭園の建造物に係る図面作成等業務委託 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

名勝無鄰菴庭園の建造物に係る図面作成等業務委託

## 2 委託期間

契約の日の翌日から令和2年3月13日まで

## 3 業務目的

無鄰菴の建築物は、築120年を超え、老朽化が進んでおり、将来的に本格修理事業を 実施する必要がある。本業務は、将来的に耐震改修等を含めた本格修理事業を進めるにあ たり、現地調査を行い、現況の図面を作成するとともに、耐震基礎診断を実施するために 必要な構造の調査を行う。

# 4 本業務の対象となる施設概要

- (1) 施設名称 無鄰菴
- (2) 施設用途 文化財公開施設
- (3) 施設所在地 京都市左京区南禅寺草川町 3 1 番地
- (4) 敷地面積 3, 391.09㎡
- (5) 施設概要

# ア 設置目的

市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護法第109条第1項の規定により指定された名勝を公開し、一般の観賞等の用に供することを目的とする。

#### イ 建物の構造等

棟		構造・階数	延べ床面積	建築年	
母	屋	木造2階建て	376.85 m <sup>2</sup>	明治29年頃	
洋	館	レンガ造り2階建て	155.36 m²	明治29年頃	
		(一部木造)			
茶	室	木造平屋建て	38.67 m <sup>2</sup>	明治29年頃	
管	理人棟	木造平屋建て	35.04 m²	明治29年頃	

(6) 文化財区分 国指定名勝(昭和26年6月9日)

### 5 業務内容

(1) 図面作成業務

現地調査, 測量等を基に以下の図面を作成する。

	平面図	立面図	断面図	軸組図	各伏図 (屋根)	各伏図 (小屋)
母屋	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\circ$	$\triangle$	
洋館	Δ	$\triangle$	0	0	0	$\circ$
茶室	Δ	Δ	0	0	0	0
管理人棟	Δ	0	0	0	0	0

- ※ ○印は本業務において図面の作成を委託するもの
- ※ △印は本業務において図面と現地との整合性を図るもの

#### (2) 耐震基礎診断に係る予備調査

本委託の対象とする建造物は、令和2年度以降に耐震基礎診断(「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年4月)に示す耐震基礎診断を言う。以下、同じ)を実施する予定としており、本委託では以下に示す耐震基礎診断を実施するために必要な構造に関する調査を行う。詳細な調査の内容については、監督員と協議のうえ決定すること。

- ・ 柱, 梁, 貫, 壁などの主要な耐震要素の状況
- ・ 腐朽, 虫害, 材の狂い, 継手・仕口の緩み, 不同沈下等の耐久性に係る項目
- ・ 屋根、外壁、内壁、床の荷重を算定するために必要な情報

#### 6 管理技術者等の要件

- (1) 受注者は、業務遂行に当たって、あらかじめ実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定する。
- (2) 管理技術者は、本業務において総括的な判断ができる者とし、一級建築士資格取得後 5年以上の実務経験を有し、かつ有形文化財(建造物)等\*の修理に関する実務経験5 年以上を有するものとする。
- (3) 主任技術者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有し、有形文化財(建造物)等\*の修理に関する実務経験2年以上を有する者とする。

なお、管理技術者と担当主任技術者を兼ねることができる。

- (4) 受託者は、管理技術者又は主任技術者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに本市に届出を行い、変更について事前に監督員の承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、特別な事情により、管理 技術者を変更する場合においても業務の遂行に支障のないよう、事前及び業務中の教 育を万全に行う。

※ 有形文化財(建造物)等とは、国宝、重要文化財及び登録有形文化財に加え地方公共 団体が条例により定める有形文化財(建造物)も含むこととする。

## 7 業務の進め方について

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、書面(打ち合わせ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 現地調査を実施する時間等については、監督員と協議のうえ、決定する。
- (3) 現地調査にあたり、事前に現地調査計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (4) 調査にあたり、部材の一部の撤去等を行う必要がある場合は、撤去等の範囲及び方法並びに復旧方法について、事前に書面で監督員の承諾を得て実施すること。

#### 8 監督員

- (1) 京都市標準契約書第13条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。
- (2) 本業務の監督員は京都市都市計画局公共建建築部の技術支援に基づき京都市文化都 市芸術都市推進室文化財保護課職員が務める。

## 9 費用の負担

受託者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本委託業務を履行するために必要な業務に係る人員物資の移動,運搬,報告書の作成及び提出に係る費用
- (2) 各種試験検査,写真撮影等に必要な費用
- (3) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (4) 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧に要する費用及び補償
- (5) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続に必要な費用

## 10 提出書類等

(1) 受託者は契約締結後、次の書面を速やかに提出しなければならない。

① 業務工程表 2部

② 本業務の担当者名簿

2部

(氏名,保有資格,実務経験年数及び同種類似業務実績が分かるもの,資格等を証する 資料の写しを添付すること)

- ③ 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿 1部
- ④ その他監督員が必要に応じ指示するもの
- (2) 受注者は業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。

① 完了通知書 1部

② 成果物納入届 1部

③ 請求書 1部

④ その他監督員が必要に応じ指示するもの

(3) 受注者は、その他発注者の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

#### 11 貸与物品について

貸与品については以下のとおりとし、受注者は、貸与を受けた図書が必要なくなったときは、直ちに監督員に返却すること。また、受注者の過失により、破損または紛失等が生じたときは、受注者がその責任を負うものとする。

(1) 無鄰菴母屋耐震基本調查報告書(平成26年度実施)

#### (2) 図面

	平面図	立面図	断面図	軸組図	各伏図(屋根)	各伏図 (小屋)
母屋	$\circ$	0	$\circ$	×	$\circ$	×
洋館	0	0	×	×	×	×
茶室	0	0	×	×	×	×
管理人棟	0	×	×	×	×	×

<sup>※ ○</sup>印が本業務において貸与する図面(紙と電子)とする。

#### 12 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 現況図面一式
- (2) 撮影した写真一式
- (3) 耐震基礎診断に係る予備調査報告書
- (4) その他業務によって得られた資料一式

報告書のサイズは、原則A4版両面複写とし、図面はA3版又はA4版とし、提出は印刷したものを2部、全ての電子データを1部とする。

なお、電子データの使用ソフトは、Microsoft Office (Word, Excel, PowerPoint)とし、デジタル写真のファイル様式は JPEG とする。CAD を使用して図面を作成する場合は、Jw-cad によるものとする。これによらない場合は別途協議とする。

電子データを記録した CD-ROM 本体と保存ケースには、委託業務名、受注者名、履行期間及び索引を記載する。

# 13 成果物の納期及び納入場所

納期:令和2年3月13日

<sup>※ ×</sup>印が図面のないもの

納入場所:京都市文化市民局文化都市芸術都市推進室文化財保護課

# 14 委託料の支払

本市において成果品の検収が完了した後、受託者からの請求により支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。

# 15 その他

- (1) 業務委託の内容は、第三者に漏洩してはならない。また、すべての版権等知的財産権についての権利は、京都市に帰属すること。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (2) 本市が関係官庁等と事前協議及び申請手続等を行う場合、資料作成等に協力すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に疑義が生じた場合は、監督員の指示に従うこと。